



平成 26 年 6 月 17 日

各 位

東京都杉並区西荻北二丁目 1 番 11 号  
株 式 会 社 三 栄 建 築 設 計  
代 表 取 締 役 専 務 小 池 学  
(コード番号:3228 東証・名証 第一部)  
問 合 せ 先 : 取 締 役 執 行 役 員 管 理 本 部 長 吉 川 和 男  
電 話 番 号 : 0 3 - 5 3 3 5 - 7 2 3 3 (代表)

### 答 弁 書 と 課 徴 金 納 付 に つ い て

当社は、平成26年6月5日付で「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」を開示しておりますが、その後、課徴金についての審判手続開始決定通知書を金融庁長官より受領いたしました。

当社は、本日開催の取締役会において、同通知書に記載された課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

今後当社は、金融庁からの納付命令に従い、当該課徴金を納付することとなります。

納付すべき課徴金の額 金7,896万円

なお、大量保有者である当社代表取締役社長小池信三についても、課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項第8号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額(41万円)を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出する意向であることを確認しております。

当社は、このたびの事態を真摯に受け止め、今後の再発防止及び皆様からの信頼回復に努めてまいります。株主の皆様及び取引先の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

なお、上記課徴金につきましては、平成26年8月期通期の当社連結業績に与える影響は軽微であります。

<ご参考>

証券取引等監視委員会ホームページ掲載事項

[http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2014/2014/20140605-1.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140605-1.htm)

以 上